

在宅医療・介護連携にかかる相談窓口の設置について (窓口のあり方、運営方法について)

生駒市在宅医療介護推進部会(第3回) 検討資料

平成29年12月28日

全国的な取組の方向

地域包括ケアシステムの構築に向けて、平成26年の介護保険法の改正により、在宅医療と介護を一体的に提供するための必要な支援(「**在宅医療・介護連携推進事業**」)として、平成30年4月には全ての市区町村で以下の8事業項目について取り組む(実施する)こととなっています。

8つの事業項目

- ・ア 医療・介護の地域資源の把握
- ・イ 課題の抽出と対応策の検討
- ・ウ 切れ目のない在宅医療・介護連携の提供体制の構築
- ・エ 医療介護関係者の情報共有の支援
- ・オ **在宅医療・介護連携に関する相談支援** ←
- ・カ 医療介護関係者の研修
- ・キ 市民への普及啓発
- ・ク 関係市町村との連携

生駒市の取組の方向

平成28年度 医療介護連携ネットワーク協議会・在宅医療介護推進部会・認知症対策部会で、在宅医療・介護連携推進事業として取り組むべき8事業の協議・検討・取組を進めました。

当該8事業のうち、「在宅医療・介護連携に係る総合相談窓口」の設置についても、平成29年度から行う優先度の高い取組のひとつとして位置づけられましたことから・・・。

平成30年4月から「在宅医療・介護連携に係る総合相談窓口」を開設する方向で準備を進めています。

「在宅医療・介護連携に係る相談窓口」のイメージ

- ◎看護師、保健師、医療ソーシャルワーカーなど医療に関する知識を有し、かつ、介護支援専門員資格を持つ者など介護に関する知識も有し、実務経験がある者等を配置し、地域の医療・介護関係者等から医療依存度が高い在宅療養患者などの相談を受け付けます。
(原則、65歳以上の高齢者の市民からの相談は地域包括支援センターが受け付けます。)
- ◎地域の医療・介護関係者等に対して、在宅医療・介護連携に関する情報提供等を行う。
- ◎受け付けた相談内容や地域の現状等についての情報共有等、市、市医師会及び地域包括支援センターと緊密な連携を図る。

在宅医療・介護連携に係る相談窓口



「在宅医療・介護連携に係る相談窓口」のイメージ

(相談例)

- ・医療依存度の高い人が退院するが、療養の相談をしたい。
- ・かかりつけ医がない、往診可能な医師を探している。
- ・専門職(歯科医、薬剤師等)の助言を仰ぎたい。
- ・地域の在宅医療資源についての情報がほしい。
- ・訪問看護や訪問リハビリの空き状況を知りたい。
- ・かかりつけ医をサポートする医療機関を探したい。
- ・認知症サポート医や認知症を診断してくれる専門の医療機関を紹介してほしい。

県内他市の取組状況

奈良市 H29年2月に、市医師会館内に
「在宅医療介護連携センター準備室」を開設。
現在、医師会直営、30年度～市直営(医師会へ委託予定)
非常勤看護師・保健師2名を相談員として週3日で配置。
開設から数件の相談実績

橿原市 H27年6月に、本庁地域包括支援課内に開設
市が看護協会に業務委託。非常勤看護師2名を相談員
として週2日(1人体制)で配置。
相談件数/年 H27 23件/年 H28 33件/年

県内他市の取組状況

天理市 H28年4月に、市立メディカルセンター内に「まちかど相談室」を開設
常勤看護師2人・保健師1人を相談員として週5日で配置。
市民の相談のみ受けている。1件程度/日の相談実績

宇陀市 H27年4月に、既存保健センターに「医療介護あんしんセンター」を併設(地域包括支援センター機能と一体的に運営)
市保健師3名、社協から社会福祉士など5名出向、ケアマネ・看護師(臨時職)6名の計13名で、相談窓口対応は、センター職員全員で当番制。
相談件数/年 785件(包括と兼ねており市民からの問合せと合算)

県外他市の取組状況

武蔵野市 「在宅医療介護連携支援室」の相談実績

27年度相談実績 121件(その半数は、在宅療養調整に関する相談で、その26%は「かかりつけ医」に関する相談)

(主な相談内容) ※市民からの相談は受けていない。

- ・訪問診療、往診できる医療機関の紹介依頼
- ・在宅支援薬局の紹介依頼
- ・眼科、皮膚科、耳鼻科等の往診の依頼
- ・年末年始の医療(透析)体制
- ・独居高齢者の医療受診に関する調整
- ・医療機関との連絡・連携方法への助言
- ・栄養についての訪問指導を希望
- ・認知症と内科合併症のある方の通院先
- ・大学病院への通院からかかりつけ医を探したい など

本市の取組内容の想定

(1) 在宅医療・介護連携に係る相談窓口の設置

- ア 設置時間 月～金のうち、週2日(8時30分～17時30分)開設
- イ 相談職員 看護師又は保健師で、介護保険の知識や医療介護連携の経験を有する者1名を配置
- ウ 業務内容 地域の医療関係者やケアマネ、地域包括支援センター等から医療依存度が高い在宅療養患者などに関する相談等を受け、連携調整、情報提供等の対応を支援する。

※ なお、運営方法、開設場所については、現在、(一財)生駒メディカルセンターへの業務委託の方向で協議を進めています。

本市の取組内容の想定

(2) その他、在宅医療・介護連携推進事業に係る助言等の実施

- ア 相談職員は、市が実施する在宅医療・介護連携に関連する会議に出席し、必要に応じて、助言や情報提供等を行う。
(市が実施する医療介護連携に関連する会議として)
 - ・医療介護連携ネットワーク協議会
 - ・在宅医療介護推進部会
 - ・認知症対策部会
 - ・入退院調整マニュアルに関するワークショップ等
- イ 相談職員は、市が実施する在宅医療・介護連携事業の企画・立案にも必要に応じて参画し、助言や情報提供等を行う。

意見交換していただきたいこと

- ① 今まで、医療依存度の高い方で退院時や在宅療養時に困ったことについて(相談窓口があったら相談したい事例)
- ② 医療依存度の高い方の相談ルートやチャンネルについて
- ③ 医療依存度の高い方の相談窓口に期待する支援機能について